	記 者 発 表	(発表・	資料配付)	
月/日 (曜日)	事務所等名	電話	発表者(担当者)	その他の配布先
1/12(水) 10:00	中播磨県民センター 姫路土木事務所	079-281-9483	所長 小谷 和弘 (河川砂防課長 竹川 英文)	

土砂災害特別警戒区域の指定案閲覧と説明窓口の開設について

姫路市夢前町山之内(坂根地区)におきまして、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」による土砂災害警戒区域を指定することになりました。指定に対する理解を深めていただくために、指定の前に案を公表し、説明を希望する住民の方に対して説明窓口を開設します。

また、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、意見書を提出することができ、後日、意見要旨と県の考え方を公表します。

記

1 指定しようとする地区

姫路市夢前町坂根地区の1箇所

「指定区域の概略の指定区域図は、兵庫県庁ホームページ(「現在、指定に取り組んでいる地区」の 「ページ)に記載「https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks15/ks15_00000002.html

2 指定の案の閲覧

- (1) 期 間:令和4年1月26日(水)から令和4年2月9日(水)
- (2) 時 間:9時から17時00分(12時から13時までを除く)
- (3) 場 所:ア 姫路土木事務所(中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課)
 - イ 姫路市役所危機管理室
 - ウ 姫路市夢前事務所

3 説明窓口の開設

対象地区	開催日	受付時間	開催場所	問合せ先
姫路市夢前町坂根地区	令和4年1月26日(水) ~令和4年2月9日(水) の開庁日	9:00~17:00 ※12:00~13:00は除く	地元自治会説明 及び 姫路土木事務所 河川砂防課	姫路土木事務所 河川砂防課 079-281-9484

4 意見書の提出

(1) 様 式:閲覧場所及び説明窓口の会場に備え付けの様式

【 兵庫県庁ホームページ(「現在、指定に取り組んでいる地区」のページ)からも取得できます。゚ └ https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks15/ks15_00000002.html

(2) 提出方法: ア 郵送・FAX・E-mail

イ 説明窓口の会場や閲覧場所に設置する意見箱への投函

(3) 提出先: 〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

中播磨県民センター姫路土木事務所 河川砂防課

(電話) 079-281-9484 (FAX) 079-281-4948 (E-mail) himejidoboku@pref.hyogo.lg.jp

- (4) 提出期限:令和4年2月9日(水)17:00
- (5) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、令和4年3月28日(月)までに、2 に記載している閲覧場所及び県ホームページへの掲載により公表します。